

## 法定耐用年数の短縮

**Q** : 減価償却する際に使用する法定耐用年数より短い期間で減価償却することはできないのですか？

**A** : 所轄国税局長の承認を受けたときは、その承認された期間で減価償却することが認められます。

### 【解説】

税務では、減価償却費を計算する場合の法定耐用年数が定められていますので、通常は、法定耐用年数を用いて減価償却しなければならないのですが、次の場合に該当し、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短くなったことにより、所轄国税局長の承認を受けたときは、その承認を受けた使用可能期間を使用して減価償却することが認められています。

- ① その資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常材質または製作方法と著しく異なること
- ② その資産の存する地盤が隆起し又は沈下したこと
- ③ その資産が陳腐化したこと
- ④ その資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐食したこと
- ⑤ その資産が通常修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損傷したこと
- ⑥ その他一定の事由が生じたこと

